

法令遵守規程

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人クムレ（以下「法人」という。）のコンプライアンスに関し必要な事項を定めることにより、すべての役職員等が法令等を遵守し業務を遂行する態勢を確立し、実施する事業について、適正な事業運営を図ることを目的として定める。

（定義）

- 第2条 この規程における「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。
- 2 この規程における「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（関連する告示、通知を含む。）、条例並びに定款、自主行動基準及び各種規程等明確に文章化された社会ルールをいう。
 - 3 この規程における「役職員等」とは、役員（理事及び監事）及び職員、嘱託職員及び契約職員となり、雇用形態や役職に限らない法人の従業者をいう。

（役職員等の責務）

- 第3条 役職員等は、業務活動が社会からの信頼の上に成り立っていることを自覚するとともに、自らが業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。
- 2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、それを活かし、業務活動を発展させることにより、法人理念に定める目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

（基本方針）

- 第4条 法人が行う事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。
- （1）事業を行う際には、法令を遵守し、違法行為を行わない。
 - （2）法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。
 - （3）法令遵守責任者は、理事長の命を受け、事業所の管理者と連携し、適正な事業運営を確保する。

（法令遵守責任者）

第5条 法人の理事長は、法令遵守責任者を法人に1名配置するものとする。

- 2 前項の法令遵守責任者は、理事長が選任するものとする。

（法人組織体制の整備）

第6条 法人の事業を推進し適正に業務を遂行するための組織体制は、組織規定に定めるものとする。

- 2 法人の事業の最高責任者を理事長とする。
- 3 法人の各事業所の責任者は、管理者とする。

（法令遵守責任者の業務）

第7条 法令遵守責任者は、法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、法人の理事会と連携し、以下の業務を行うものとする。

（1）法人及び事業の組織体制に関する提案

（2）法令遵守に関する本規程の制定及び改定

- 2 法令遵守責任者は、必要に応じて法人内の会議に出席し、法人の事務遂行状態を法令遵守の観点から確認するものとする。

（相談窓口の仕組み）

第8条 法人内に存在する問題を広く受け付け、積極的に解決していくために相談窓口を設置する。

- 2 法人が設置する相談窓口については公益通報者保護規程で定めるものとする。

（法令等の遵守）

第9条 役職員等は、業務活動又は経理事務の執行等にあたり、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

- 2 役職員等は、計画・立案、申請、実施、報告等の業務活動又は経理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、業務活動等で得たデータ等の記録保存及び厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為等を行ってはならない。

（職場環境の整備）

第10条 役職員等は、業務活動等の実施にあたり責任ある行動と不正行為の防止を図るためには公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組まなければならない。

（利益相反）

第11条 役職員等は、業務活動の実施にあたり、個人と組織、あるいは異なる組織との利

益衝突に細心の注意を払い、適切に対応しなければならない。

- 2 助成事業等を実施するにあたり、役職員、評議員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。
- 3 法人は、役職員に対して定期的な「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る

（コンプライアンス違反行為の処理）

- 第12条 法令遵守責任者は、コンプライアンス違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに事実関係を調査し、その事実が法令上の違反行為に該当するか検証し、必要な場合には速やかに改善措置を講ずる等適切に対処しなければならない。
- 2 法令遵守責任者は、前項の調査によりコンプライアンス違反行為となる事実が認められたときは、速やかに当該事実を理事長に報告しなければならない。
 - 3 法令遵守責任者は、コンプライアンス違反に関連する情報の分析等により、再発防止又は未然防止のための措置を確実に実施し、その内容を理事会に報告しなければならない。

（研修）

- 第13条 法令遵守責任者は、コンプライアンス態勢を徹底するため、必要に応じて役職員等を対象とした法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

（法令情報の収集・提供）

- 第14条 法令遵守責任者は、法令等の制定又は改廃の動向の把握に努め、有用な情報を提供しなければならない。
- 2 管理者は、他の部門にも有用と思われる情報を取得したときは、統括部門に報告し、情報の共有に努めなければならない。
 - 3 法令遵守責任者及び管理者は、収集した情報を適切に管理し、内容を分析し、法令等違反行為の未然防止又は再発防止を含むコンプライアンスの改善に役立てなければならない。

（内部通報等）

- 第15条 法人は、法令等違反行為に関する内部の通報及び相談制度を設けた上で、役職員及び退職者並びに関係事業者等の従業員に対し、職場や業務で重要な法令等違反の事実や危険を知り、かつ職制を通じた自立的な解決が難しいときは、通報又は相談窓口直接通報又は相談するよう周知徹底するとともに、その通報又は相談行為に対して不利益を課さないことを保証しなければならない。

2 前項の内部通報に関する制度については、公益通報者保護規程による。

(処分)

第16条 法令違反に該当する行為を行った職員は、就業規則に従って処分を科すことができる。

附 則

(規程の改廃)

第1条 この規程の改廃は、「規程等管理規程」による。

(実施時期)

第2条 この規程は、令和3年7月1日から施行する。